

ぐんまダイバーシティ推進地域ネットワーク設置要項

平成 28 年 11 月 11 日 制定

平成 29 年 11 月 17 日一部改定

平成 30 年 1 月 11 日一部改定

令和 1 年 10 月 30 日一部改定

令和 2 年 1 月 10 日一部改定

令和 3 年 10 月 20 日一部改定

令和 4 年 2 月 1 日一部改定

(設 置)

第 1 高等教育機関等の連携の下、主として男女共同参画の取り組みを通して、群馬県内のダイバーシティ推進を図るため、ぐんまダイバーシティ推進地域ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を置く。

(業 務)

第 2 ネットワークは、男女共同参画及び女性の活躍推進、並びにダイバーシティ推進のための次に掲げる業務を行う。

- (1) 群馬県内の高等教育機関等の連携に関すること。
- (2) 事業の企画及び実施に関すること。
- (3) 情報共有に関すること。
- (4) その他必要な事項

(組 織)

第 3 ネットワークは、別表に掲げる会員機関をもって組織する。

(役 員)

第 4 ネットワークに次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

(選任等)

第 5 会長は会員機関の互選により、副会長は原則として別表 3 に定める順番により、それぞれ選任する。ただし、会長を務める会員機関からは、副会長の選出はしないものとする。

2 会長の任期は 2 年、副会長の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長は、ネットワークを代表し、ネットワーク業務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。また、会長と協力し、年度に 1 回講演会、報告会等を企画・実施する。

(会 議)

第6 ネットワークに第2に規定する業務を実施するための会議を置き、各会員機関の所属長から推薦された代表者（以下、会員機関代表者）をもって組織する。

- 2 会長は会議を招集し、その議長となる。
- 3 会議は会員機関代表者の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 議事は出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員機関代表者が出席できないときは、代理者の出席を求めることができる。
- 6 議長が必要と認めたときは、会員機関代表者以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事 務)

第7 ネットワークの事務は、会員機関の協力を得て、会長が在籍する機関で行う。

(連携機関)

第8 連携機関は、別表1に掲げる会員機関と適宜情報共有を行い、必要に応じて協力するものとする。

(その他)

第9 この要項に定めるもののほか、ネットワークの運営に必要な事項は、代表者と協議の上、会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年11月11日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年11月17日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年1月11日から施行する。

附 則

この要項は、令和1年10月30日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年1月10日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年10月20日から施行する。

附 則

この要項は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

別表1 (会員機関)

	機関名
1	育英大学
2	関東学園大学
3	共愛学園前橋国際大学
4	桐生大学
5	群馬医療福祉大学
6	群馬県立県民健康科学大学
7	群馬県立女子大学
8	群馬工業高等専門学校
9	群馬大学
10	群馬パース大学
11	上武大学
12	高崎経済大学
13	高崎健康福祉大学
14	高崎商科大学
15	東京福祉大学
16	前橋工科大学

(50音順)

別表2 (連携機関)

	機関名
1	群馬県生活子ども課男女共同参画室

(50音順)

別表 3 (副会長選出順)

	副会長選出機関名
1	高崎商科大学
2	東京福祉大学
3	前橋工科大学
4	育英大学
5	関東学園大学
6	共愛学園前橋国際大学
7	桐生大学
8	群馬医療福祉大学
9	群馬県立県民健康科学大学
10	群馬工業高等専門学校
11	群馬パース大学
12	上武大学
13	高崎健康福祉大学
14	高崎経済大学
15	群馬県立女子大学
16	群馬大学